



親展

老齢年金のご案内

このお知らせは、65歳から老齢基礎年金を受け取る権利が発生する方に送付しています。

●年金の請求書が届きます

65歳になる3カ月前に、年金を受け取るための手続きに必要な「年金請求書」をお届けします。
なお、厚生年金保険・船員保険・共済組合等の加入期間がある方は同時に老齢厚生年金を請求することができます。

●年金加入期間をご確認ください

基礎年金番号に登録されている年金加入期間は、右記の表のとおりです。
この表に記載されていない年金加入期間（基礎年金番号以外の年金手帳番号等で加入されていた年金加入期間など）があると思われる方は、年金事務所にご相談ください。

●国民年金に任意加入できます

60歳前の年金加入期間に保険料の免除や未納などの期間がある場合、満額の老齢基礎年金を受け取ることができません。
年金額を満額に近づけたい方は、60歳から65歳までの間、国民年金に任意で加入できます。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

※厚生年金保険に加入中の方は、国民年金に任意で加入することはできません。

年金加入期間

基礎年金番号

までの年金加入期間です。

※ 国民年金加入期間（納付済の月数）については、情報が反映されるまで日数がかかるため、月数に不足が生じる場合があります。ご容赦ください。

厚生年金保険加入期間（注1）	カ月
船員保険加入期間（注1）	カ月
国民年金加入期間（納付済の月数）	カ月
//（全額免除該当の月数）	カ月
//（4分の3免除該当の月数）	カ月
//（半額免除該当の月数）	カ月
//（4分の1免除該当の月数）	カ月
//（学生納付特例該当の月数）	カ月
//（納付猶予該当の月数）	カ月
//（任意加入未納の月数）（注2）	カ月
//（特定期間の月数）（注3）	カ月
共済組合等加入期間（注4）	カ月
年金加入期間合計	カ月

注1 坑内員としての厚生年金保険の加入期間や船員保険の加入期間は、昭和61年3月までは、加入月数を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは、加入月数を5分の6倍して計算しています。

注2 任意加入未納の月数は、国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月数を表示しています。任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

注3 特定期間の月数は、本来第1号被保険者である期間が第3号被保険者として管理されていたため、届出をいただいた月数を表示しています。

注4 共済組合等加入期間は、老齢基礎年金の対象期間である20歳から60歳までの期間を表示しています。

重要なお知らせ

年金に関するお知らせ

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西
三丁目5番24号



開封前にあて名をご確認ください。

このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

裏面①からゆっくりと開いてご確認ください。
水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

②

年金相談に関する一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

「ねんきんダイヤル」 **0570-05-1165**

●050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165

<受付時間> 月 曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

「予約受付専用電話」 **0570-05-4890**

●050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521

●年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

<受付時間> 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話がつながりにくくなっております。予めご了承ください。
- おかけ間違いには、十分ご注意ください。

日本年金機構ホームページもご利用ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

- 全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご確認いただけます。
- 年金に関する基礎知識や、「年金Q&A」がご確認いただけます。

[老齢基礎年金の繰上げ受給]

老齢基礎年金は、原則として65歳から受け取ることができますが、60歳から64歳までの間でも年金を請求すること(繰上げ請求)で年金を受け取ることができます。

詳しくは、「ねんきんダイヤル」または年金事務所等にご相談ください。

なお、老齢基礎年金を繰上げて受給する場合は、次の点にご留意ください。

- ①繰上げ受給をした時点(月単位)に応じて年金が減額され、減額率(1月あたり0.4%減額され、最大で24%減額)は生涯変わりません。
- ②繰上げ受給の手続きをした後は、障害基礎年金や寡婦年金を受け取ることができません。
- ③国民年金に任意加入している場合は、繰上げ受給はできません。
- ④繰上げ受給を取り消すことはできません。

[特別支給の老齢厚生年金の受給資格]

厚生年金保険の加入期間が12カ月以上ある方は、65歳になるまでの間「特別支給の老齢厚生年金」を受け取ることができます。(昭和41年4月1日以前生まれの女性に限る)

現時点において、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の加入期間は12カ月未満ですが、65歳になるまでの間に12カ月以上となった場合は、「特別支給の老齢厚生年金」の請求を行うことができます。

詳しくは、「ねんきんダイヤル」または年金事務所等にご相談ください。

◎住所変更の際は、手続きをお願いします

65歳になる3カ月前に、日本年金機構から「年金請求書」が届きます。

それまでに、住所を変更された場合は、住所変更の手続きをお願いします。手続きの方法は、「ねんきんダイヤル」または年金事務所等にご相談ください。なお、住所変更の手続きがない場合は、「年金請求書」をお届けできない場合があります。

※60歳を過ぎて国民年金または厚生年金保険に加入されていない方も、住所変更の手続きをお願いします。

年金の社会保障協定

- 下記の協定相手国で働いていた期間がある方は、社会保障協定により、それぞれの年金加入期間を相互に通算することができます。これによって日本か、相手国、いずれかの年金を受け取ることができる場合があります。

令和4年6月現在の社会保障協定国は次のとおりです。

ドイツ アメリカ ベルギー フランス カナダ
オーストラリア オランダ チェコ スペイン
アイルランド ブラジル スイス ハンガリー インド
ルクセンブルク フィリピン スロバキア フィンランド
スウェーデン

- 詳しくは、日本年金機構ホームページ「社会保障協定」のコーナーをご覧ください。

社会保障協定

検索

① 水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。